

新潟県病院局管理規程第2号

新潟県病院局行政財産使用料徴収に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年2月19日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

新潟県病院局行政財産使用料徴収に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局行政財産使用料徴収に関する規程（昭和41年新潟県病院局管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後										改正前									
別表（第2条関係）										別表（第2条関係）									
行政財産使用料の基準										行政財産使用料の基準									
区分	使用の種類			単位	使用料（単位 円）					区分	使用の種類			単位	使用料（単位 円）				
土地	(略)									土地	(略)								
	電気 通信 施設 その他 これに 類する もの 以外の もの	(略)			(略)	新潟 市部	98	新潟 市以 外の 市部	43		町 村 部	34	新潟 市部	88	新潟 市以 外の 市部	37	町 村 部	27	
		水管、 下水道 管、ガ ス管そ の他こ れらに 類する もの	0.15メー トル未満 のもの	130			58		45			110		50		37			
		水管、 下水道 管、ガ ス管そ の他こ れらに 類する もの	0.15メー トル以上 0.2メー トル未満 のもの	260			120		90			230		100		74			
		水管、 下水道 管、ガ ス管そ の他こ れらに 類する もの	0.2メー トル以上	650			290		220			590		250		180			

		1メートル未満のもの							
		外径が1メートル以上のもの		1,300	580		450		
		その他のもの（使用面積が5平方メートル未満のものに限る。）	(略)	新潟市部	2,200	新潟市以外の市部	960	町村部	750
(略)									
備考 (略)									

		1メートル未満のもの							
		外径が1メートル以上のもの		1,100	500		370		
		その他のもの（使用面積が5平方メートル未満のものに限る。）	(略)	新潟市部	1,900	新潟市以外の市部	840	町村部	620
(略)									
備考 (略)									

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この規程の施行の日以後納入すべき使用料について適用し、同日前に納入すべき使用料については、なお従前の例による。